

座間市教育委員会 2 月定例会会議録

- 1 開会日時 平成28年2月10日(水) 午前9時30分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育委員長 滝 久美子 委員長職務代理者 馬場 悠男
 教育委員 小野田 順子 教育委員 鈴木 義範
 教育長 金子 楨之輔
- 4 出席職員 教育部長 橋本 俊幸 参事兼教育総務課長 土屋 寿美
 学校教育課長 田附 裕治 教育指導課長 梶 弘之
 保健給食担当課長 杉浦 俊夫 教育研究所長 小川 雅嗣
 生涯学習課長 伊波 俊行 青少年課長 井上 和雄
 図書館長 香取 利弘
- 5 書 記 石川 俊寛 福満 百萌

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	2	教育関係予算案の申出について	教育部長
2	3	座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について	教育総務課長
3	4	座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について	教育総務課長
4	5	座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について	教育総務課長
5	6	座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則について	教育総務課長
6	7	座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について	教育総務課長
7	8	座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について	教育総務課長
8	9	座間市立青少年センター条例の一部を改正する条例について	青少年課長
9	10	県費負担教職員の人事について	学校教育課長
10	11	平成28年度使用準教科書の選定について	教育指導課長
No.	報告番号	報 告 事 項 名	提案説明者
1	3	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

滝委員長

ただ今より2月定例教育委員会を開会いたします。
本日、傍聴人はいらっしゃいません。お諮りします。会期は今日一日で宜しい
でしょうか。

(異議なしの声)

滝委員長

それでは、会期は2月10日今日一日といたします。
次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に
馬場委員と小野田委員を指名いたします。
それでは経過報告に移ります。経過報告について金子教育長お願いいたしま
す。

金子教育長

(経過報告を説明する。下表のとおり。)

経 過 報 告			
実 施 月 日	事 業 (行 事) 等 の 内 容		出 席 者
1月6日	水	定例教育委員会	委員長、委員長職務代理者、 小野田委員、鈴木委員、教育長
1月8日	金	市長年頭記者会見	教育長
1月10日	日	出初式	委員長、教育長
1月11日	月	成人式	委員長、委員長職務代理者、 小野田委員、鈴木委員、教育長
1月12日	火	市健全財政戦略本部会議	教育長
1月12日	火	定例校長会議	教育長
1月12日	火	小中学校校長会賀詞交歓会	教育長
1月13日	水	定例教頭会議	教育長
1月13日	水	歯科医師会賀詞交歓会	教育長
1月16日	土	座間綾瀬医師会賀詞交歓会	教育長
1月17日	日	日産カップチビッ子マラソン大会	教育長

実施月日		事業(行事)等の内容	出席者
1月17日	日	市新春祭囃子たたき初め大会	教育長
1月19日	火	平成28年度当初予算内示	教育長
1月19日	火	政策会議	教育長
1月19日	火	学校訪問A(栗原中)	教育長
1月20日	水	小田原出張	教育長
1月21日	木	座間保護区保護司会賀詞交歓会	教育長
1月22日	金	「郷土の先人に学ぶ」打ち合わせ	委員長職務代理者
1月22日	金	青少年指導員新年会	教育長
1月23日	土	シェイクアウトフルスケール訓練	教育長
1月24日	日	ごま再発見写真コンテスト表彰式	教育長
1月24日	日	青少年芸術祭(人形劇部門)	教育長
1月25日	月	消防出初式慰労会	教育長
1月26日	火	相模中 研究発表会	委員長、委員長職務代理者、 小野田委員、鈴木委員、教育長
1月27日	水	薬物乱用防止等対策連絡協議会	教育長
1月28日	木	いさま会役員会	委員長、教育長
1月28日	木	チャレンジデー実行委員会	教育長
1月29日	金	中学生スキー全国大会出場激励会	教育長
1月29日	金	相模が丘小 研究発表会	委員長、委員長職務代理者、 小野田委員、鈴木委員、教育長
1月29日	金	座間青年会議所賀詞交歓会	委員長、教育長
1月30日	土	市野球協会新年会	教育長
2月1日	月	第3回県央事務所管内教育長会議	教育長
2月1日	月	第3回県央事務所管内教育長会議懇親会(～2日)	教育長
2月2日	火	学校訪問A(座間小)	教育長
2月4日	木	学校保健研究会	教育長
2月5日	金	学校訪問B(中原小)	委員長、委員長職務代理者、 小野田委員、鈴木委員、教育長
2月6日	土	あすなろ大学展	鈴木委員
2月7日	日	武相華道連盟創立50周年記念式典	教育長

実施月日		事業（行事）等の内容	出席者
2月8日	月	井上尚弥選手・拓真選手・浩樹選手表敬訪問	教育長
2月8日	月	学校訪問C(ひばりが丘小)	委員長、委員長職務代理者、小野田委員、鈴木委員、教育長
2月9日	火	教育研究員全体会	教育長
2月9日	火	平成28年度凧文字選考会	教育長

滝委員長 ありがとうございました。たくさんの行事がございましたけれども、今の経過報告についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

小野田委員 学校訪問 B、C とありましたが、それぞれ時期的に年度末で忙しい中ありがとうございました。また、今月は2つの研究発表会に参加させていただきました。2つの学校とも若い先生がとても頑張っていると感じました。講演会を聴きにいらしている方も若く、初任から5～6年くらいの先生が中心のようでした。食い入るような目が印象的な雰囲気、これからの座間が良くなる、教育に対する力を感じると思った発表会でした。関係の先生方にはありがとうございました。

滝委員長 他にいかがでしょうか。

鈴木委員 2月6日に、5～7日に行われていた東地区文化センターのあすなる大学展を見させていただきました。皆さんすごく元気で生き生きと活動・活躍されていてその発表も素晴しかったのですが、特に、特別講座として高座海軍工廠で働いていた台湾少年工の話が、元大和各市議会議長の石川先生からありました。下は12歳、ちょうど今の中学生の年齢の子どもたちが当時8,000人、食料の乏しい中、戦闘機雷電の生産に携わったわけですが、あの状況下で座間を含め周りの地域の人たちが食料や着るものをあげるといった親切から温かな交流があって、それが当時の子どもたちの大きな支えとなっていたといった話を中心にされていまして大変に感動させていただきました。大変良い講演であったと思います。

滝委員長 1月10日の出初式に行ってまいりました。とても寒い時期の外の行事でしたが、当日はとても穏やかな日で、消防車のパレードや消防員の方々のパフォーマンスがあったり、とても勇ましい姿を見て頼もしく思いました。

翌日、1月11日の成人式も天気の心配もなく盛大に行われました。新成人代表の話で、世の中のために役に立てる人になれるように努力します、という誓いの言葉がありましたけれども、大人の仲間入りをされた皆さんの益々のご活躍を祈りたいと思います。青少年課の皆さんはお疲れさまでした。

滝委員長

他にございませんか。宜しいでしょうか。以上で、経過報告を終わります。
次に議案の審議に移ります。議案第2号「教育関係予算案の申出について」、橋本教育部長お願いいたします。

橋本部長

議案第2号「教育関係予算案の申出について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき教育関係予算案に関し意見を申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をしたので承認を求めるものでございます。

提案理由でございます。平成27年度座間市一般会計補正予算（繰越明許費含む）及び平成28年度当初予算について提案するものでございます。

まず、平成27年度補正予算についてご説明させていただきます。一枚お捲りいただきますと平成27年度3月補正予算請求資料ということで、歳入が2ページ、歳出が2ページございます。最後に平成27年度繰越明許費という資料が付いております。こちらを参考にご説明させていただきます。

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (目) 3 教育費国庫負担金 (節) 1 教育総務費負担金につきましては、幼稚園子ども・子育て支援事業の公定価格の改定が見込まれることから10,749千円を増額するものでございます。

次に(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (目) 6 教育費国庫補助金 (節) 5 小学校学校施設環境改善交付金の6,519千円の減額につきましては、説明欄にあります3つの改修工事が、入札により工事費が下がったことによるものでございます。

続いて(款) 15 県支出金 (項) 1 県負担金 (目) 3 教育費県負担金 (節) 1 教育総務費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金(幼稚園)の、40,807千円の減額は当初見込んでおりました全国共通負担分と地方単独負担分のうち、地方単独負担分が県補助金に科目変更されたことから当該地方単独負担分を減額し、その減額分は(項) 2 県補助金 (目) 7 教育費県補助金 (節) 1 教育総務費補助金の子どものための教育・保育給付費補助金(幼稚園)に増額するとともに、国庫で説明しました幼稚園子ども子育て支援事業費の公定価格の改定が見込まれるため、その部分も合わせまして37,607千円を増額させていただくものでございます。

次に(款) 16 財産収入 (項) 1 財産運用収入 (目) 2 利子及び配当金 (節) 1 利子については教育施設整備基金の利子が発生したことによりまして3千円を増額するものでございます。

次ページ(款) 17 寄附金 (項) 1 寄附金 (目) 6 教育費寄附金 (節) 1 教育総務費寄附金は説明欄に記載の通り平成27年11月に昨年度に引き続きまして15万円の貴重な浄財をご寄付いただきましたので増額補正をさせていただくものでございます。

次に(款)21市債(項)1市債(目)5教育債(節)1小学校債の4,690万円の減額は資料説明欄にありますように、6件の工事について入札により工事費が下がったことにより減額をさせていただいたものでございます。

その下の(節)2の中学校債についても相模中学校便所改修工事が入札により工事費が下がったため1,680万円の減額をさせていただくものでございます。

次に歳出に移らせていただきます。(款)10教育費(項)1教育総務費(目)2事務局費(節)20扶助費の幼稚園子ども・子育て支援事業費につきましては、先程歳入でご説明したとおり公定価格の改定が見込まれることから、450万円の増額措置をするものでございます。

(節)25積立金15万3千円は先程歳入でご説明いたしました寄付金及び利子の教育施設整備基金積立金への積立てでございます。

そしてこの下以降、次ページ最後の中学校の工事請負費まで、全て各事業の額が決定したことに伴う減額補正でございます。

まず、(項)2小学校費(目)1学校管理費(節)13委託料でございます。

こちらの小学校施設維持管理事業費の関係の委託料では205万円の減額がされております。こちらについては小学校床清掃業務委託料の減額でございます。

次にその下、小学校施設整備事業費関係の委託料242万6千円の減額につきましては入谷小学校便所改修工事設計委託料の減額でございます。

次に234万3千円の減額につきましては中原小学校便所改修工事設計委託料の減額でございます。

次ページにいきまして、小学校費(節)15工事請負費でございます。こちらは小学校施設整備事業関係の工事請負で、全体で6,444万6千円の減額でございます。内容につきましては栗原小学校普通教室背面ロッカー改修工事他5件、説明欄に記載のとおり計6件の工事について工事費の確定に伴うものでございます。

次に(項)3中学校費(目)1学校管理費(節)13委託料でございます。

こちらにつきましては中学校施設維持管理事業費関係の委託料で、117万5千円の減額は中学校床清掃業務委託料の減額でございます。

次に中学校費の(節)15工事請負費につきましては、中学校施設整備事業費の関係で2,234万5千円の減額、こちらは相模中学校便所改修工事の工事請負費の減額でございます。

最後に右ページ、平成27年度繰越明許費でございます。(款)10教育費(項)4社会教育費で清川自然の村施設撤去事業費の唐沢公園橋塗装等工事費といたしまして、2,512万1千円を繰り越すものでございます。

唐沢公園橋は清川自然村解体撤去の完了後に塗装をし直しまして神奈川県へ移管することになっております。現在解体撤去に当たりまして、唐沢公園橋を工事車両が通行しております。解体撤去工事が終了しませんでしたら唐沢公園橋の塗装を行うことができませんので、当該年度内に工事を完了することが出来ない見込みでございます。以って地方自治法第213条の規定により、繰越明許費を設定させ

ていただくものでございます。補正の関係は以上でございます。

滝委員長 ありがとうございます。一度補正予算関係で区切りたいと思います。ご意見、ご質問等はございますか。

小野田委員 入札によりすごく金額が下がっているところが見られます。それは入札の目的でもあるわけで、期待通り工事費が下がるというのは良いことなのかもしれませんが、昨今の色々な事故などを聞いていると安かろう悪かろうに流れかねないと言うような懸念も若干感じられます。金額的に大きく削られています、それは入札が低いということと、こちら側の予算計上が高いということと、両方の面が考えられないわけではないと思いますが大丈夫でしょうか。

もう一点は清川自然村のことですが、繰り越すというのはまだ終わっていないということでそれは分かるのですが、一応区切りといった予定が先送りにされる原因は何でしょうか。

橋本部長 まず一点目ですが、入札を執行する際は最低制限価格を設けてやっておりますので、その最低制限価格を下回ると当然失格になってしまいます。契約がされているということは最低制限価格をクリアしているということですから、工事の内容はしっかりクリアする内容であると受け止めております。それで手を抜くとか資材に悪いものが使われるとかいう心配はないものと考えております。予算との関係もありますが、中には全体的に概算で予算を組んでいる部分もありますので、それを工事執行するときには詳細にもう一度見比べて入札を執行するので、2段階で若干下がっていくという部分もあろうかと思えます。そういったものが含まれて、執行残が出てくるということでございます。

二点目、清川の関係ですが、現在解体撤去の工事を進めておりまして、一度雪は降りましたが年度末までには解体撤去が完了する予定でございます。現在解体撤去を行っておりますが、そこに架かっている橋を塗り替えて最終的に県に返します。解体撤去が実施されておりますから工事車両が橋を通っています。そのため27年度で塗装工事の予算を組んでそれを執行するという予定だったのですが、元の工事が後ろにずれていることから年度内の完了ができない状況です。

小野田委員 解体が遅れている理由は雪ですか。

橋本部長 いえ、解体の遅れの理由は前年度から今に繰り越しているところがありまして、それは現場の状況と地権者の方々との調整が中々つかなかったため次の年に繰越をし、調整がついた時期が後ろにずれ込んだので、年度内ぎりぎりに完成する予定というのが一番の理由です。それに伴って塗装も後ろにずれ込んだということで、27年度に予定をしていた塗装が、解体撤去が27年度末辺りまでかか

るだろうということで翌年度に繰越させていただくということでございます。

滝委員長

他にいかがでしょうか。宜しいでしょうか。

それでは次の当初予算関係をお願いします。

橋本部長

次に平成28年度当初予算のご説明をさせていただきます。別冊の資料「平成28年度 主要施策・予算」を基に説明させていただきます。

まず、説明する前に若干お話しさせていただきます。この当初予算におきましては教育部関係ということで出しておりますが、行政組織の改正が平成28年4月からあります。その中で子ども未来部が新設されます。そちらに異動する事業の歳入歳出の部分を予算編成では教育部で作っておりますので、それはこちらに含まれております。説明をする中で子ども未来部に所管替えになるものはその旨説明させていただきますので宜しくお願いいたします。

資料1ページから7ページまでは総合計画に沿った施策体系で記載をさせていただいております。8ページは歳入、9ページは歳出の予算ということで記載されております。その後は各課の事業計画が記載されております。事業計画については事業名、実施期間、事業内容、予算額について掲載しております。

それでは8、9ページをご覧くださいまして、教育部関係の当初予算の概要について説明をさせていただきます。8ページの歳入の関係です。歳入は全体で8億4,919万1千円、対前年度比19%の増でございます。歳出については9ページ、39億5,789万5千円で、対前年度比6.7%の増ということでございます。

歳入の具体的な内容についてですが、まず使用料及び手数料の関係です。この中の目の欄の（節）で説明させていただきます。小学校使用料は学校教職員等の通勤用自動車等の校地使用料が主なものでございます。中学校使用料につきましても同様でございます。

次に社会教育使用料ですが、主なものは市民文化会館の使用料で3,087万7千円を計上しております。

続きまして国庫支出金の民生費国庫負担金の児童福祉費負担金ですが、こちらは子どものための教育・保育給付費負担金でございます。子ども子育て支援法施行に伴う幼稚園子ども子育て支援事業の国の負担分でございます。対象園児は687人程度を見込ませていただきました。この負担金につきましては、子ども未来部で28年度は所管をすることになっております。

次に国庫補助金です。児童福祉費補助金の主なものは、私立幼稚園就園奨励費補助金として5,407万6千円、幼稚園一時預かり事業の補助金4,143千円でございます。こちらにつきましても子ども未来部の所管になります。

次に教育総務費補助金ですが、特別支援教育就学奨励費補助金で対象者を117人程度見込んでおります。

次に小学校費補助金ですが、理科教育設備整備費等補助金及び防衛施設周辺防

音事業費補助金、要保護児童就学援助補助金でございます。次に中学校費補助金ですがこちらについても小学校と同様、理科教育設備整備費等補助金、防衛施設周辺防音事業費補助金、要保護児童就学援助補助金でございます。

次に小学校学校施設環境改善交付金ですが、こちらは小学校施設の各改修工事に対する交付金でございます。対象となる事業は座間小学校校舎及び屋内運動場外壁改修工事、旭小学校校舎外壁改修工事の2件でございます。

中学校学校施設環境改善交付金ですがこちらも小学校同様、中学校施設の改修工事に対する交付金でございます。対象となる事業は西中学校屋内運動場改修工事、栗原中学校金工・木工室外壁及び屋上防水改修工事です。

続いて県支出金に移ります。

児童福祉費負担金については、先程国庫支出金で触れさせていただきましたが、子どものための教育・保育給付費負担金の県の負担分でございます。こちらも子ども未来部の所管に移ります。

次に県補助金の児童福祉費補助金です。こちらも子どものための教育・保育給付費補助金で、地方単独負担分の県の負担分でございます。その他に幼稚園一時預かり事業補助金がございます。こちらも併せて子ども未来部の所管になります。

社会教育費補助金ですが、これは新規事業の放課後子ども教室推進事業費に係る県の補助金でございます。青少年課所管でいただいている補助金ですので、こちらも子ども未来部の所管になります。

次に交付金です。社会教育費交付金は青少年指導員活動事業や社会活動健全化事業に対する交付金でございます。こちらも青少年課が所管ですので子ども未来部に移ります。

続きまして繰入金でございます。奨学基金より20万円を繰り入れしたもので、座間市奨学金の財源にするものでございます。

続いて教育費雑入です。こちらは市民大学受講負担金や図書等複写代などが主なものでございます。

次に雑入ですが、学校管理下における怪我等の医療費に対する給付金であります日本スポーツ振興センター災害共済給付金が主なものでございます。

続きまして市債でございます。小学校債ですが各小学校での整備事業に充当するための市債でございます。事業といたしましては全部で6事業を計画しております。中学校債は西中学校屋内運動場改修事業他3事業、全部で4事業の市債を見込んでおります。以上が歳入の主な概要でございます。

続いて歳出でございます。

まず、児童福祉費の児童福祉総務費（一部）ですが、主なものは私立幼稚園就園奨励事業費として2億2,212万円を計上しております。28年度市内在住の園児を2,278人と見込む中で補助対象人数を1,591人見込んでおります。

さらに幼稚園子ども子育て支援事業といたしまして1億7,713万1千円を計上しております。こちらにつきましては歳入で説明させていただきました子ども子

育て支援法の施行に伴う事業でございます。対象園児は687人を見込んでおります。こちらは子ども未来部の所管に移ります。

次に教育総務費です。教育委員会費は例年どおりの経常経費で、教育委員会を運営するための経費となっております。

事務局費の主なものといたしましては児童・生徒の定期健康診断経費や、教職員の健康診断経費で、児童・生徒・教職員の健康の保持・増進を図り病気予防や早期発見等に努めてまいります。さらに、学校図書館司書派遣事業として市内全小中学校に図書館司書を配置するもので、大変に好評をいただいております。28年度も引き続き実施してまいります。

次に教育研究所費です。こちらの中で教育情報提供事業費として「郷土の先人に学ぶ」の続編としまして、村上ミキさんと、座間の大夙では本多愛男さんにスポットを当て作成を予定しております。また、教育相談事業では発達障害があると思われる児童・生徒の特性を見極める行動観察や、発達検査等を実施するための相談体制といたしまして、教育心理相談員や心理判定支援員、スクールソーシャルワーカー等の勤務日数を増やし、不登校やいじめ、友人関係等に係る相談や支援の充実に努めてまいります。

次に教育指導費でございます。主な事業といたしましては教育課程等校内研究推進事業費ですが、平成28年度は入谷小学校を防災教育の研究推進委託校に新たに指定をいたしまして、児童が防災と減災に関心を持ち意識を高めることにより、災害時の対応力を高めることを目的としてジュニア防災検定の実施をいたします。その他の事業としまして、豊かな心育成推進事業費ではQ-Uの調査を引き続き実施し、学校教育の目標である「豊かな心の育成」を推進してまいります。さらに、特別支援教育事業では特別支援のための補助員を14名から16名に、障害児のための介助員を22名から24名にそれぞれ増員しましてよりきめ細やかな教育の推進をとるべく対応してまいりたいと考えております。

次に小学校費の学校管理費に移ります。こちらは小学校の維持・管理・運営整備等の経費でございます。平成28年度の各学校施設の改修工事を実施してまいりたいと考えております。事業数がかなりございますので、詳細につきましては必要に応じて担当に声をかけていただければと思います。

次に給食費です。小学校給食につきましては例年同様でございます。安全で安心な給食を実施するための経費でございます。

次の教育振興費の主なものは、要保護及び準要保護児童援助事業費で額にしまして5,354万3千円、対象児童798人を見込んでおります。

続きまして中学校費に移ります。学校管理費の中の中学校施設整備事業でございますが、西中学校屋内運動場改修工事他3件の改修工事を予定しております。

教育振興費ですが、主なものは要保護及び準要保護生徒援助事業費でございます。額で4,212万2千円、対象生徒544人を見込んでおります。

給食費ですが、昨年9月より中学校2校で試行実施しました中学校給食（選択

式)の栄養士等の賃金及び調理業務委託料等を計上させていただいております。

続きまして社会教育費に移ります。

社会教育総務費では、今年度に引き続き魅力ある郷土座間をより多くの人に紹介するため「(仮称)座間の郷の道」道標設置事業におきまして道標8基の設置を計画しております。

次の青少年対策費の主な事業では、青少年センター耐震化事業で青少年センター多目的ホールの耐震診断を平成27年度に実施をしたところ、補強補修工事が必要ということから耐震化工事を実施するものでございます。

この他に新規事業の放課後子ども教室推進事業では、放課後等に小学校の余裕教室を活用して子どもたちの安心安全な居場所を設け、学習やスポーツ、文化活動等の取り組みを支援してまいります。こちらも子ども未来部の所管となります。

次に公民館費でございます。経年劣化により老朽化した座間市公民館の屋根の防水工事を実施し、利用環境の向上を図ってまいります。

次に図書館費ですが、乳児の保護者に絵本等を配布し心の触れ合いを持つきっかけをつくる事業で、地域に生まれた全ての乳児を対象に実施をしますブックスタート事業を引き続き実施いたします。

次の視聴覚教育費から市史編さん費につきましては例年とほぼ同様の経費計上をさせていただきました。

最後になりますが、市民文化会館費でございます。今年度も市民の芸術文化活動の拠点といたしまして、また、優れた芸術鑑賞の場としてクラシックやポピュラー音楽公演のコンサート公演事業や寄席芸能、ハーモニーシネマ劇場の文化活動の振興に努めてまいります。その中で文化会館の大規模修繕事業といたしまして市民文化会館の施設の安全や利用環境の向上のため、大小ホール舞台機構設備制御部の更新、及び大ホール音響機器交換を実施してまいります。

以上、平成28年度の教育部関係の予算の主なものにつきまして説明をさせていただきました。宜しくお願いいたします。

滝委員長 ありがとうございました。ただいまのところで質問等はございますか。

金子教育長 1ページ(2)情報機器等の整備で50インチテレビを活用した電子黒板化ですが、28年度で整備すると達成率はおおよそ何%くらいになりますか。

橋本部長 28年度で100%実施ということで、そのための予算をもたせていただきました。

滝委員長 他にいかがでしょうか。

鈴木委員 トイレの改修工事の件ですが、生理の問題というのは生徒の快適な学校生活を

していく上で大変重要なことだと認識しております。またいじめにつながるところがたくさんあるのではないかと考えておまして、そういった意味で市の改修工事は大いに評価すべきところなのですが、全体的な進行計画、進行具合といったところをお聞かせいただきたい。また、計画があるのかも含めてお願いします。

橋本部長 トイレの関係は議会でも質問があり、28年度では入谷小学校南棟と中原小学校の南棟のトイレ改修を実施します。現在、入谷小学校、中原小学校、南中学校の3校がまだ当初の建築のままになっていて改修がされておられません。残りましてその部分については計画としましては28年度に南棟をやり、29年度にその残りの部分、28年度に南中学校の便所改修の設計委託を出します。設計をし、できれば29年度にその改修をしていきたいと計画しております。

鈴木委員 先日も相模中に行かせていただいて素晴らしいトイレでしたので、無事に工事が終わればいいと思ってお聞きしました。ありがとうございました。

滝委員長 他にいかがでしょうか。

鈴木委員 ハーモニーホールの通年開館ということをお前の会議のときにお聞きしましたが、体育館の方はどうでしょうか。学校の利用という面で夏休みなどにかかり使われると思うので、そういう意味でお聞きしたいのですが。

伊波課長 体育館はスポーツ課の範囲なのではっきりしたことは申し上げられないのですが、財団の話では今回は文化会館に限り月曜日の休日を返上するというので、その後に体育館も徐々にやっていくという話は出ております。いつになるのか、はっきりしたことは申し上げることはできません。

鈴木委員 ありがとうございます。

滝委員長 他にいかがでしょうか。特にありませんか。
それでは、議案第2号「教育関係予算案の申出について」は承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

滝委員長 ご異議等無いようですので議案第2号は承認いたします。
続いて議案第3号に移ります。議案第3号から議案第8号までは、関連している案件になりますので、一括審議とさせていただきます。

それでは議案第3号「座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」から議案第8号「座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について」、土屋教育総務課長お願いいたします。

土屋参事

議案第3号「座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございますが、座間市行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴い提案するものでございます。

初めに少しご説明させていただきます。今回の規則改正につきましては全て行政組織条例の一部改正が理由になっております。この条例の改正ですが、昨年第4次座間市総合計画の見直しがございます、それに伴い行政組織の見直しが行われました。青少年課が市長部局に新たにできる子ども未来部に4月から移動することになります。他にも改正がございます、新たに市長室ができるなどがございます。その関係の条例がこの座間市行政組織条例になりまして、その条例の組織機構の一部改正が昨年12月の座間市議会で可決承認されたところでございます。このことに基づきまして、今回、教育委員会の関連の規則、規程を改正あるいは廃止をさせていただくものでございます。また、先程部長からもありましたが幼稚園の関係が同じく子ども未来部に所管替えになるのでその関係も併せて改正をさせていただくものでございます。

裏面をご覧ください。この改正ですが、学校教育課の「保健給食担当」を「保健給食係」に改め、青少年関係と幼稚園関係の事項を削り、条項の繰り上げを行うものでございます。

「座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条中「保健給食担当」を「保健給食係」に改め、「青少年課」及び「青少年係」を削る。

第6条教育部教育総務課庶務経理系の項第11号中「就園奨励費及び」及び第12号を削り、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条中、学校教育課の「保健給食担当」を「保健給食係」に改め、「青少年課」以下を削る。

第7条表中座間市青少年問題協議会欄を削る。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条を削り、第14条を第12条とし、第15条から第17条までを2号ずつ繰り上げる。

附則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 座間市青少年指導員に関する規則（昭和55年教育委員会規則第1号）
 - (2) 座間市青少年問題協議会規則（昭和62年教育委員会規則第1号）
 - (3) 座間市青少年相談室設置条例施行規則（昭和61年教育委員会規則第4号）
 - (4) 座間市青少年センター条例施行規則（平成9年教育委員会規則第1号）

附則の廃止の規則は、新たに市長部局で制定するかたちになります。右頁は新旧対照表になっておりますのでご覧ください。

議案第4号に移ります。

「座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、座間市教育委員会公印規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございますが、座間市行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴い提案するものでございます。

座間市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

別表中、座間市立青少年センター館長印の項及び座間市立青少年センター印の項を削る。

附則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

右ページは対照表になっております。

議案第5号になります。

「座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」、座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由ですが、座間市行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴い提案するものでございます。

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和52年座間市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び座間市立青少年センター（以下「青少年センター」という。）」及び「、座間市青少年相談室（以下「相談室」という。）に室長を」を削り、同条第3項中「、相談室長は相談室の、青少年センター館長は青少年センターの」を削る。

附則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

青少年センター及び青少年相談室などの字句を削るものでございます。
議案第6号に移ります。

「座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則について」、座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。
提案理由ですが、座間市行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴い提案するものでございます。

座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則（昭和58年座間市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、座間市立図書館及び座間市立青少年センター」を「及び座間市立図書館」に改める。

別表第1中「座間市立青少年センターに勤務する職員」区分を削る。

附則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この内容につきましても、規則中の青少年センター関連の字句を削るものでございます。右ページは対照表でございます。

議案第7号でございます。

「座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、座間市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由ですが、座間市行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴い提案するものでございます。裏面をご覧ください。

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会事務決裁規程（昭和58年座間市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「、青少年センター館長」を削る。

別表第2中教育総務課の項中「6就園奨励費の交付」を削り、「青少年課」の項を削る。

附則 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

この改正は青少年関連及び幼稚園関連の字句を削るものでございます。
右ページは対照表でございます。

続きまして議案第8号でございます。

「座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について」、座間市教育委員会文書管理規程の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由ですが、座間市行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴い提案するものでございます。裏面をご覧ください。

座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会文書管理規程（昭和61年座間市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表1を次のように改める。

別表1（第2条関係）右頁の対照表をご覧ください。左側の現行にございます青少年センター・青少年相談室の記載について削除するというものでございます。

附則 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

滝委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきましてご意見ご質問等ございませんでしょうか。

滝委員長 特にございませつか。では、議案第3号「座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について」から議案第8号「座間市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規定について」は承認することで宜しいでしょうか。

（異議なしの声あり）

滝委員長 ご異議等無いようですので議案第3号から第8号は承認いたします。
次に議案第9号に移ります。議案第9号「座間市立青少年センター条例の一部を改正する条例案について」、井上青少年課長お願いいたします。

井上課長 議案第9号「座間市立青少年センター条例の一部を改正する条例について」座間市立青少年センター条例の一部を改正する条例案に関し、意見を申し出ることについて議決を求めるものでございます。
提案理由でございますが、座間市行政組織条例の一部を改正する条例の施行に

伴い提案するものでございます。裏面をご覧ください。

座間市立青少年センター条例の一部を改正する条例

座間市立青少年センター条例（平成9年座間市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「座間市教育委員会（以下教育委員会という。）」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会は」を「市長は」に、「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める

第7条各号列記以外の部分及び第4号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第9条第2項及び第10条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の座間市立青少年センター条例の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この条例による改正後の座間市立青少年センター条例の規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。

次頁からは新旧対照表になりますのでご覧いただければと思います。

宜しく願いいたします。

滝委員長

ありがとうございました。ただ今の件につきましてご意見ご質問等ございますでしょうか。

それではご質問等もないようですので、議案第9号「座間市立青少年センター条例の一部を改正する条例案の申出について」は承認して宜しいでしょうか。

（異議なしの声あり）

滝委員長

ご異議等無いようですので議案第9号は承認いたします。

ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。

（休憩 10分）

滝委員長

再開いたします。

次に議案第10号に移りますが、議案第10号「県費負担教職員の人事について」は人事に関する案件でありますので、秘密会にしたいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

滝委員長

ご異議なしと認め、当案件は秘密会とすることに決まりました。恐れ入りますが、関係者以外の方は暫時退席をお願いいたします。

(議案第10号「県費負担教職員の人事について」は秘密会 関係者以外退席)

(退席者 入室)

滝委員長

それでは次に議案第11号に移ります。議案第11号「平成28年度使用準教科書の選定について」、棚教育指導課長お願いいたします。

棚課長

議案第11号「平成28年度使用準教科書の選定について」、平成28年度使用準教科書を、別紙のとおり選定することについて承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、準教科書に係る「座間市立学校の管理運営に関する規則第10条」の規定により提案するものでございます。

資料1ページ、平成28年度に使用する予定で各学校から承認の申し出があった準教科書の一覧になっております。小学校につきましては道徳が2種類、体育が2種類、中学校につきましては、道徳が4種類です。棚の上に置いてあるのが対象教科書です。2・3ページですが、各学校別の状況をお示ししております。4ページをご覧ください。27年度との相違をお示ししております。以上でございます。

滝委員長

ありがとうございました。ただいまの件につきまして、何かございますか。

ご質問等もないようですので、議案第11号については承認することで宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

滝委員長

ご異議ないようですので、議案第11号「平成28年度使用準教科書の選定について」は承認することに決まりました。

本日の議案は以上です。本日協議事項はございません。報告事項に移ります。

お諮りいたします。報告第3号「県費負担教職員の任用について」は人事に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、これにご異議等ございませんか。

(異議なしの声あり)

滝委員長

ご異議ないようですので、報告第3号は非公開といたします。

(報告第3号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

滝委員長

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

特にございませぬ。次回の定例会は3月28日(月)午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で2月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前11時20分 閉会)